

大阪市地域防災計画

— 対策編 —

令和 7 年 3 月
大阪市防災会議

対策編 目次

第1部 予防対策計画

第1章 防災教育・訓練

第1節 防災知識の普及・防災教育

1-1	市職員に対する防災知識の普及啓発	1
1-2	市民等に対する防災知識の普及啓発	2
1-3	幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育	5
1-4	防災上重要な施設管理者に対する教育	6
1-5	事業所等に対する防災教育	6
1-6	防災教育環境の充実	6
1-7	災害教訓の伝承	7

第2節 防災訓練の実施

2-1	本市における防災訓練の実施	8
2-2	市民等・事業所における防災訓練の実施	9

第2章 災害活動体制の整備

第3節 災害活動体制の整備

3-1	災害対策本部の運用の強化	11
3-2	災害対策本部の代替・補完機能の充実	11
3-3	災害対策用職員住宅の確保	12
3-4	初期初動体制の強化	12
3-5	被災による行政機能の低下等防止のための体制整備（BCP等）	12

第4節 災害情報の収集・伝達・広報

4-1	情報収集体制と伝達系統の確立	14
4-2	気象警報等の伝達系統の整備	16
4-3	広報活動体制の整備	16

第5節 総合的な防災情報システムの整備

5-1	危機管理総合情報システムの開発	17
5-2	各局の防災情報システムの整備・充実とシステム間の連携	17
5-3	システム運用体制等の整備	17

第6節 通信の整備

6-1	有線通信	18
6-2	無線通信	18
6-3	通信設備の停電・災害対策・維持管理	19
6-4	市災害対策本部の組織内部の重要な職員間における連絡体制の整備	19
6-5	防災対策関係職員への連絡体制の整備	20

第7節 防災活動拠点等施設の防災機能の強化

7-1	防災活動拠点の整備	21
7-2	緊急交通路・緊急輸送基地の整備	22
7-3	防災活動拠点のネットワーク構築	23
7-4	災害時用ヘリポートの整備	23

第3章 避難・安全確保

第8節 避難対策

8-1	津波からの避難対策	24
8-2	地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難対策	25
8-3	洪水や高潮等に対する浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保	25
8-4	寝屋川流域における内水浸水への備え	26
8-5	広域避難・一時滞在の体制整備	26

第9節 避難施設

9-1	避難場所	27
9-2	避難所	29
9-3	避難場所・避難所の管理	31
9-4	避難所の開設・運営	31
9-5	避難路の整備	32
9-6	避難場所、避難所の周知と表示板・標識類の整備	33

第10節 避難行動要支援者に関する対策

10-1	避難行動要支援者避難支援対策	34
------	----------------	----

第11節 学校園等の避難対策

11-1	学校園等の災害発生時の対策	36
------	---------------	----

第12節 帰宅困難者対策

12-1	帰宅困難者数の推計	37
------	-----------	----

1 2 - 2	帰宅困難者対策の方針	37
1 2 - 3	企業・事業所等における対策の推進	38
1 2 - 4	ターミナル周辺の滞留者対策	38
1 2 - 5	交通情報の入手・伝達方法の確立	38
1 2 - 6	徒歩帰宅者への支援	38

第 1 3 節 外国人に関する対策

1 3 - 1	防災知識の普及・啓発	39
1 3 - 2	避難場所等の案内板・標識類の整備	39
1 3 - 3	災害多言語支援センターの設置	39

第 1 4 節 地下空間の浸水避難対策等

1 4 - 1	地下空間の浸水避難対策等	40
1 4 - 2	地下空間の浸水防止対策	40
1 4 - 3	地下空間の津波対策	41

第 4 章 危険物対策

第 1 5 節 危険物の災害予防対策

1 5 - 1	危険物の災害予防対策	42
1 5 - 2	指定可燃物等の災害予防対策	43
1 5 - 3	高圧ガスの災害予防対策	43
1 5 - 4	火薬類の災害予防対策	43
1 5 - 5	劇物毒物の災害予防対策	43
1 5 - 6	管理化学物質の災害予防対策	43
1 5 - 7	石油コンビナート等の災害予防対策	43

第 1 6 節 火災対策

1 6 - 1	出火防止	44
1 6 - 2	初期消火	44
1 6 - 3	防火教育	45

第 1 7 節 危険物等海上排出災害予防対策

1 7 - 1	危険物等海上排出災害予防対策	46
---------	----------------	----

第 5 章 消防・医療体制の充実

第 1 8 節 消防体制の充実強化

1 8 - 1	消防庁舎の耐震化の推進	47
1 8 - 2	消防活動体制の整備	47
1 8 - 3	消防水利の確保	48

18-4	広域消防応援に係る受援体制の確立	48
18-5	警防訓練等の実施	48
18-6	地域との連携強化と自主救護能力の向上	48
18-7	防災関係機関等との連携強化	49

第19節 医療体制の整備

19-1	医療機関の状況把握	50
19-2	医療品・医療資器材の確保	50
19-3	初期医療救援活動体制の整備	50
19-4	後方医療体制の整備	51
19-5	大阪府医師会の対応	51
19-6	市民等における事前の対応	51

第6章 社会基盤施設の防災性向上対策

第20節 市設建築物の防災性向上対策

20-1	市設建築物の防災性向上対策	52
------	---------------	----

第21節 公共土木施設の防災性向上対策等

		53
--	--	----

第22節 港湾等における防災対策

22-1	津波に対する基本方針	54
22-2	防潮扉・水門等の防災施設の操作	54
22-3	防潮扉・水門等の防災施設の維持管理の徹底	55
22-4	在港船舶の防災体制	55
22-5	木材対策	57
22-6	大阪港自然災害対策アクションプラン	57

第23節 ライフライン施設の防災性向上対策

		58
--	--	----

第24節 教育施設の防災性向上対策

24-1	教育施設の防災性向上対策	59
------	--------------	----

第25節 その他の施設の防災性向上対策

25-1	地下街・高層建築物等の防災性向上対策	60
------	--------------------	----

第7章 市街地の防災性向上対策

第26節 市街地震災対策の推進

26-1	密集住宅市街地の防災性向上の推進	61
26-2	市街地整備の推進	62
26-3	防災空間の整備・拡大	62
26-4	新たな防災空間の整備	62

第27節 市街地の浸水防止対策の推進

27-1	河川施設等の整備	64
27-2	下水道施設の整備	64
27-3	都市施設や避難所等の浸水予防対策	65
27-4	地盤沈下対策	65

第28節 民間建築物の防災性向上対策

28-1	耐震化の促進に向けた取り組み	67
28-2	建築物の不燃化促進	68
28-3	非構造部材の脱落防止等の落下対策	68
28-4	長周期地震動対策等	68

第8章 協働・協力体制

第29節 応援要請

29-1	行政機関との相互応援協力	69
29-2	応急対策職員派遣制度による支援	72
29-3	関係民間団体等に対する応援要請	72

第30節 市民等による防災活動

30-1	自主防災組織	73
30-2	地域防災リーダー	73
30-3	水防団等の強化	73

第31節 ボランティア

31-1	専門ボランティアの登録・研修	74
31-2	本市退職者による災害時ボランティアの登録	74

第9章 物資の確保と供給体制

第32節 物資の確保と供給

32-1	市民や事業所等における備蓄等の推進	75
32-2	飲料水等の確保	75
32-3	食料の確保及び供給	76
32-4	生活必需品の確保	76
32-5	し尿処理に関する事前準備	76
32-6	生活物資等の確保のための協定の締結等	76
32-7	備蓄倉庫の整備	76

第10章 衛生・廃棄物等対策

第33節 衛生保持の対策

33-1	生活雑用水確保のための対策	78
------	---------------	----

第34節 廃棄物の処理等

34-1	ごみの処理	79
34-2	がれき等の処理	79
34-3	損壊家屋等の解体・撤去	80
34-4	し尿の処理	80

第11章 行方不明者の捜索・遺体対策

		81
--	--	----

第2部 応急・復旧・復興対策計画

第1章 災害活動体制の確保

第1節 災害活動体制の確保

1-1	災害対策本部の確保	82
1-2	災害対策本部の代替・補完機能	82
1-3	被災による行政機能の低下等防止のための体制の発動（BCP等）	83

第2節 災害情報の収集・伝達

2-1	情報収集と伝達	84
2-2	警報等の伝達	86
2-3	収集すべき情報	94
2-4	府知事に対する報告	95
2-5	内閣総理大臣に対する報告	95
2-6	その他報告	95

第3節 広報すべき情報と広報媒体及び広報の実施

3-1	災害発生前に広報すべき情報 ^{注)}	96
	注) 防災に関する知識や備え等に関する情報は除く	
3-2	災害発生後に広報すべき情報	96
3-3	広報媒体	97
3-4	広報の実施	97
3-5	緊急広報の実施方法	98
3-6	一般広報の実施方法	98
3-7	市外へ避難する市民への情報提供	99
3-8	災害記録の作成	99

第4節 通信の運用

4-1	通信手段の活用	100
4-2	通信設備の応急復旧	101

第5節 防災活動拠点の確保

5-1	防災活動拠点の確保	102
5-2	物流のネットワークの確保	102
5-3	情報通信のネットワークの確保	102
5-4	災害時用ヘリポートの確保	102

第6節 輸送対策

6-1	災害時の輸送	103
6-2	輸送体制の確保	103
6-3	輸送基地及び緊急交通路の確保	103

6－4	緊急道路啓開	104
6－5	輸送用燃料の確保	104
6－6	緊急通行車両の事前届出と確認申請	105
6－7	交通規制	105

第7節 障害物の除去

7－1	道路関係障害物の除去	108
7－2	河川・港湾関係障害物の除去	108

第2章 避難・安全確保

第8節 避難対策

8－1	警戒区域の設定	110
8－2	避難情報	110
8－3	避難の誘導・移送	121
8－4	津波からの避難対策	121
8－5	地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難	123
8－6	広域避難・一時滞在	123

第9節 避難施設

9－1	避難場所の管理等	124
9－2	避難所の開設・運営	124

第10節 避難行動要支援者に関する対策

10－1	避難行動要支援者避難支援	127
------	--------------	-----

第11節 学校園等における避難

11－1	学校園等の災害発生時の対策	128
------	---------------	-----

第12節 帰宅困難者対策

12－1	一斉帰宅抑制の推進	129
12－2	ターミナル駅周辺の滞留者対策	129
12－3	交通情報の入手・伝達	129
12－4	徒歩帰宅者への支援	129
12－5	代替輸送	130

第 1 3 節 外国人に関する対策

1 3 - 1	災害多言語支援センターの設置	131
1 3 - 2	情報提供・相談体制	131

第 1 4 節 地下空間の浸水避難

1 4 - 1	地下空間の浸水避難	132
---------	-----------	-----

第 3 章 消防応急対策

第 1 5 節 消防応急活動

1 5 - 1	震災、風水時の応急対策（共通）	133
1 5 - 2	震災時の応急対策	133
1 5 - 3	風水害の応急対策	133
1 5 - 4	大規模火災等の応急対策	134
1 5 - 5	地下街・高層建築物等災害の応急対策	135
1 5 - 6	危険物施設等の応急対策	135
1 5 - 7	海上災害の応急対策	135
1 5 - 8	大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）における災害応急対策	136
1 5 - 9	航空災害の応急対策	136
1 5 - 1 0	道路災害の応急対策	136
1 5 - 1 1	鉄道災害の応急対策	137
1 5 - 1 2	集団災害救助の応急対策	137
1 5 - 1 3	その他の応急対策	137

第 4 章 医療救護活動

第 1 6 節 医療救護活動

1 6 - 1	初期初動医療救護活動	138
1 6 - 2	後方医療活動	139
1 6 - 3	長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営	140
1 6 - 4	保健師等による健康相談	140

第 5 章 水防活動

第 1 7 節 水防の責任及び組織

1 7 - 1	水防の責任	142
1 7 - 2	水防組織	142

第 18 節 水防警報及び警戒

18-1	予報、警報とその措置 ^{注)}	144
	注) 関係機関が発する水防上必要な予警報等の伝達及び周知については、「第 2 節 災害情報の収集・伝達」に示す とおりとする。	
18-2	雨量、風速、水位及び潮位の観測通報	144
18-3	監視、警戒	145
18-4	水防信号	146
18-5	避難のための立退き	146
18-6	警戒区域の設定	146

第 19 節 非常配備・出動・水防演習

19-1	水防非常配備と出動	147
19-2	水防活動への応援・協力	147
19-3	堤防その他施設の決壊の場合	147
19-4	水防演習	148

第 6 章 社会基盤施設の応急対策

第 20 節 市設建築物の応急対策

20-1	市設建築物の応急対策	149
------	------------	-----

第 21 節 公共土木施設の応急復旧対策

		150
--	--	-----

第 22 節 港湾等における応急対策

22-1	津波防ぎょ実施体制	151
22-2	防潮扉・水門等の津波防災施設の操作	151
22-3	在港船舶の避難対策等	153
22-4	木材の流出防止等対策	154

第 23 節 ライフライン施設の応急対策

		155
--	--	-----

第 24 節 教育施設の応急復旧対策

24-1	教育施設の応急対策	156
------	-----------	-----

第 25 節 文化財の応急対策

25-1	文化財の応急対策	157
------	----------	-----

第26節 その他の災害の応急復旧対策

26-1	海上災害の応急復旧対策	158
26-2	航空災害の応急対策	158

第7章 協働・協力体制

第27節 応援要請

27-1	行政機関との相互応援協力	160
27-2	応急対策職員派遣制度による応援要請	163
27-3	自衛隊に対する災害派遣要請	163
27-4	関西広域連合への応援要請	165
27-5	関係民間団体等に対する応援要請	166
27-6	応援職員の派遣	166

第28節 自主防災活動

28-1	自主防災組織の活動	167
28-2	地域防災リーダーの活動	167

第29節 災害対策要員の確保

29-1	災害対策要員の確保	168
29-2	法に基づく民間人の従事命令等（損害補償）	168

第30節 ボランティア

30-1	災害時の一般ボランティア活用	170
30-2	本市退職者による災害時ボランティアの活用	171
30-3	受入れ及び活動拠点の整備	171

第8章 物資の確保と供給体制

第31節 物資の確保と供給

31-1	市民や事業者の責務	172
31-2	飲料水等の確保	172
31-3	食料の確保及び供給	173
31-4	生活必需品、物資等の確保	174

第9章 衛生・廃棄物等対策

第32節 防疫・保健衛生活動

32-1	防疫活動	175
32-2	食品衛生活動	176
32-3	動物保護等の実施	176
32-4	生活雑用水の確保	176
32-5	入浴・洗濯機会の確保	177

第33節 廃棄物の処理

33-1	ごみの処理	178
33-2	がれき等の処理	178
33-3	し尿の処理	179
33-4	住居障害物の除去	180

第10章 行方不明者の捜索・遺体対策

第34節 安否確認及び行方不明者の把握と捜索

34-1	安否の確認	181
34-2	行方不明者の把握	181
34-3	死体の捜索	181

第35節 遺体対策

35-1	組織と事務分担	182
35-2	遺体の仮収容（安置）所の設置	182
35-3	遺体の収容	182
35-4	遺体対策・身元確認等	182
35-5	斎場への遺体の搬送	183

第36節 遺体の埋火葬

36-1	火葬計画の策定	184
36-2	埋火葬の実施	184
36-3	応援要請・受援活動	184

第11章 警備体制

第37節 警備体制

37-1	大阪府警察	185
37-2	大阪海上保安監部	185

第 1 2 章 広聴

第 3 8 節 広聴

3 8 - 1	広聴体制	186
3 8 - 2	問い合わせへの対応	186
3 8 - 3	要望等の処理	186

第 1 3 章 住宅

第 3 9 節 住宅の確保

3 9 - 1	市営住宅の一時使用許可	188
3 9 - 2	他の公的団体への協力要請	188
3 9 - 3	民間賃貸住宅のあっせん・協力要請	188
3 9 - 4	応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅）	188
3 9 - 5	応急仮設住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）	190

第 4 0 節 住宅の応急対策

4 0 - 1	住宅の応急修理	191
4 0 - 2	市営住宅対策（調査・補修等）	191
4 0 - 3	建築物の応急危険度判定活動	192

第 1 4 章 応急教育

第 4 1 節 応急教育

4 1 - 1	応急教育の実施	193
4 1 - 2	教材の調達及び配給対策	193
4 1 - 3	児童・生徒の健康管理	193
4 1 - 4	学校給食対策	193
4 1 - 5	教職員の確保対策	193
4 1 - 6	災害時避難所として開設された場合の措置	194

第 1 5 章 義援金品

第 4 2 節 義援金品

4 2 - 1	義援金	195
4 2 - 2	義援品	195

第 16 章 金融支援等

第 43 節 応急金融支援

43-1	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	196
43-2	生活福祉資金の貸付	196
43-3	市税の減免等	196
43-4	被災住宅に対する融資等	197
43-5	被災者生活再建支援金	197

第 44 節 罹災証明等

44-1	罹災証明等	198
------	-------	-----

第 17 章 災害救助法

第 45 節 災害救助法

45-1	災害救助法の適用	199
45-2	災害救助法の適用基準	199
45-3	被害認定の基準	200
45-4	災害救助法による救助の委任に関する協定	202

第 18 章 激甚災害の指定

第 46 節 激甚災害の指定

46-1	激甚災害の指定	203
46-2	激甚災害指定基準の調査・報告	203
46-3	特別財政援助額の交付手続き等	204

第 19 章 災害復旧計画

第 47 節 災害復旧対策

47-1	公共施設の災害復旧対策	205
47-2	災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成事業	206

第 20 章 復興対策

第 48 節 復興対策

48－1	復興の基本方針	-----	209
48－2	復興のための事前準備	-----	210

附属（東海地震編） 警戒宣言発令時における対応計画

第1章 目的及び基本方針

第1節 計画の目的	212
第2節 基本方針	212
第3節 前提条件	212

第2章 事前の対策

第4節 広報・教育	214
第5節 防災訓練	214

第3章 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の応急対策

第6節 災害対策警戒本部の設置	216
第7節 応急対策要員の動員	216
第8節 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達	216

第4章 警戒宣言時の応急対策

第9節 災害対策本部の設置	217
第10節 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達	217
第11節 広報	218
第12節 応急対策	219

附属 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的	231
第2節 推進地域	231
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務又は業務の大綱推進地域	231

第2章 地震発生時の応急対策等

第1節 組織	231
第2節 地震発生時の応急対策	231

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護	231
第2節 円滑な避難の確保	231
第3節 迅速な救助に関する事項	232

第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 - 232

第5章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 - 232

第6章 南海トラフ地震臨時情報発令時の防災対応

第1節 目的	232
第2節 対応方針	232